伝統的知識のアクセスと利益配分制度に 関する名古屋議定書合意以後の変化

東京農業大学 客員教授 森岡 一

はじめに

2010年に国際合意した生物多様性条約の名古屋議定書において、先住民および地域社会、およびその伝統的知識の生物多様性に与える重要性が更に拡大した。この拡大は生物多様性条約の二つの観点に表れている。第一の観点は、無形要素である伝統的知識が有形要素である遺伝資源と同等に重要であると認識され、アクセスと利益配分の検討課題から対象そのものに格上げされた点である。生物多様性に関連する知識には科学的知識と伝統的知識があるが、共に遺伝資源の価値を構成している。更に、伝統的知識が人間の長年の創造に基づく知的財産として認識され、知的財産権の範疇に入ることが合意されたことになる。知的財産権の概念が、先進国で発達した新規性を基本とする権利と共に、新規性を必要としない権利という二つの概念が生物多様性条約の文脈で認められた。

第二の観点は、名古屋議定書第5条によって、遺伝資源に関連する伝統的知識だけの利用でも利益配分の対象になることである。従来は、遺伝資源と伝統的知識を同時に取り扱う場合のみがアクセスと利益配分の範囲内と考えられていたが、遺伝資源を直接利用しないで無形要素の伝統的知識のみを利用する比較人類学や社会経済学などの社会学的な研究や気候変動研究なども、伝統的知識の利用に対して利益配分の義務対象になる可能性が主張されるようになった。この議論は、名古屋議定書のアクセス条項(第7条)と利益配分条項(第5条)はそれぞれ独立しており、アクセス条項の関係しない情報の利用も利益配分の対象であるという資源国の論理に基づいている。遺伝資源に関連するか否かについて、国際的に合意された明確な判断規準がない以上、資源国の国内法令あるいは名古屋議定書で認められた先住民や地域社会の慣習法を根拠に、遺伝資源を直接利用しない状態で関連する伝統的知識を利用する場合にも利益配分が必要と要求されれば、それに抗することが困難になってくると予想される。

国際知的所有権機関(WIPOと略)では、長らく伝統的知識の定義について知的財産との関連で議論している。しかし、アメリカを中心とする先進国で発達した知的財産の概念からすると、伝統的知識を先進国の新規性を基本とする知的財産として受け入れることに拒否感があるため、資源国との合意が得られず今日に至っている。一部の資源国では、先進国の新規性を基本とする知的財産制度を伝統的知識保護に適用しようとしているが、実際には混乱を招いている。また、いくつかの国では、WIPOでの議論と平行して、新たな伝統的知識保護制度(sui generis)を指向している。しかしその開発は途上にあり、多くの問題点を抱えている。

ここでは、名古屋議定書以後、資源国で議論されている伝統的知識に関する新たな考え方を概観し、その課題を明らかにする。加えて、資源国で施行されている新たな伝統的知識保護制度 (sui generis) を分析し、今後の方向性を探る。

1. 名古屋議定書合意以後の伝統的知識の定義と範囲の変化

名古屋議定書の第2条用語において、伝統的知識の定義はされていない。第12条において、遺伝資源に関連する伝統的知識が規定されているが、明確な定義・範囲に関するものではない。WIPOの知的財産と遺伝資源、伝統的知識、民間伝承に関する政府間委員会(IGCと略)で、伝統的知識の定義、範囲が長年検討されている¹。WIPOにおける最新の伝統的知識の定義は、地域社会の中で世代を超えて発展し、維持し、継承されてきた知識、ノウハウ、技能、慣行であり、文化的あるいは精神的同一性を形成するものとなっている²。しかし、WIPOの定義が完全に合意されているわけではなく、資源国内の先住民や地域社会から異なる意見が出されている。

国際合意がない以上、それぞれの国が国内事情に応じて伝統的知識を国内法令等で定義づけを 行い、拘束力を持たせることになる。その結果、資源国によって異なる定義・範囲の伝統的知識 が出来つつある。当然ながら、資源国の定義は伝統的知識を名古屋議定書より広義な方向に広げ ようとしている。

資源国が伝統的知識について規定する際、先住民族の権利に関する国際連合宣言第31条³を根拠とすることが多い。本国連宣言では、先住民が文化遺産、伝統的知識、伝統的文化表現に関する自らの知的財産を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有することが認められている。伝統的知識は知的財産であり、その保持者である先住民は管理、保護、発展させることができると国連が認めている。

伝統的知識は、先進国で確立された知的財産制度ができるはるか以前から知的財産として存在している。伝統的知識は、広義の伝統的知識と狭義の伝統的知識に分かれると一般的に認識されている。広義の伝統的知識には遺伝資源に関連した狭義の伝統的知識と伝統的文化表現が含まれる。遺伝資源に関連した狭義の伝統的知識は、名古屋議定書で合意したようにアクセスと利益配分の対象となる。伝統的文化表現とは、伝統的文化を表す総称で、具体的な例としてダンス、歌曲、工芸、デザイン、セレモニー、物語、その他芸術的あるいは文化的な表現がある。伝統的文化表現は、先住民および地域社会の文化的および社会的な同一性を示すものであり、価値ある文化的遺産でもある。

伝統的知識は有形の素材ではなく無形の知識を構成する。狭義の伝統的知識⁴は、生物資源あるいはその中の遺伝資源の構成要素である現在あるいは潜在的な価値を形成する知識でもある。したがって、伝統的知識について、名古屋議定書第5条第5項で利益配分に関して、また第7条でアクセスに関して原則が国際的に合意されている。

ここで注意したいのは、名古屋議定書において伝統的知識という知識に対しアクセスと利益配分を適用するという原則が合意されたことを受けて、資源国の国内法令では、遺伝資源に関連する伝統的知識のみならず科学的情報あるいは知識を含めて生物資源あるいは遺伝資源と定義する国が急速に広がっていることである(表1参照)。資源国法令における情報に対する定義を見る限り、情報そのものが遺伝資源となる傾向は今後資源国で拡大するものと考えられる。無形要素である情報のアクセスと利益配分を規制する方法を開発し、実行するのは困難を伴うと思われる

_

¹ http://www.wipo.int/tk/en/igc/.2018/3/29参照.

² http://www.wipo.int/tk/en/tk/. 2018/3/39参照.

³ United Nations. "Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (2007)";http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_en.pdf. 2018.3.13参照.

⁴ 本稿では、以後において特に付記する場合を除き、狭義の伝統的知識(遺伝資源に関連する伝統的知識)を単に伝統的知識とする.